

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和 8 年 1 月 20 日（火）午前 9 時 28 分～午前 10 時 02 分

開催場所： 宇多津町役場西館 2 階

出席議員： 西山 修
 福原 左恵子
 野田 勝彦
 宮本 政文
 谷川 英昭
 稲田 直樹
 大坂 秀美

欠席議員： 垣渕 直子

農業委員会事務局出席者

 事務局長 福田 伸之
 事務局次長 三谷 真平

(午前9時28分開会)

○大坂会長

皆さん、おはようございます。

年が変わって初めての農業委員会ということで、今年もよろしくお願いたします。

今日の議題については3点ほどでございます。今ちょっと話してたように農業新聞でも鳥、獣そういった被害が農作物に与える被害が大きくなっています。

去年米の値段も高くなったわけですが、場所によってはスズメの飛来がかなりあったそう。またうちは柿とかちょっとしたリンゴ、イチジク植えてるんですけどもカラスが1羽だけじゃなく4、5羽は寄ってきて、柿はできるだけ網を張ったんですが、なかなか彼らも生活しないといけないので何とかして食べようと我々の口の中入るのが少なかったという感じがします。

最近スズメ、鳩など稲に関してはこういったものの飛来がかなり多いなというふうには感じておりますし、宇多津で生活している農家の方で稲作をやっている方が大体30haです。去年の6月ぐらいに農業委員会の会長会を普及センターでやったときに、そういった書類が出てきておりました。入作が多い感じなんだろうと思いますけども実際には、農家自体の高齢化が特に進んでおり、また後継者不足。それと宇多津については、農機具の所有率が悪いという感じもあります。

そういった問題での不耕地というのがかなり増えていると。何年前、県の職員の方と話したら香川県の不作地、放任田が全国で3位ぐらいになると。香川県、面積的に一番小さい県なんですけどもその中に残っている農地自体の管理ができてない。鳥しょ部の関係もあるのかなと思いますけどもそういった現況ですのでできるだけ不作地、不耕作地こういったものの遊休農地を活用できるようにいろいろ頑張っていかないかんのかなというふうに思っておりますので、これからもよろしくお願いたします。

今日の案件は一応3件あります。それと今日の議事録署名人は、宮本さんと稲田さんよろしくお願いたします。

それでは事務局、お願いたします。

○福田事務局長

それでは議案の方に入らせていただきますが、1号議案と2号議案の関係者に当たります野田さんの退室をお願いします。

(野田委員 退室)

はい、それでは第1号議案入っていきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

農業委員会の受付は7年12月23日で、申請内容は所有権移転です。

申請地は、宇多津町***番*、面積は**㎡で地目は田、台帳現況ともに田でございます。

譲渡人は、宇多津町****番*、****様。

譲受人は、宇多津町****番地*、****様でございます。続きの第2号議案も関連しますので続けて説明させていただきます。

こちらも農地法第3条第1項の規定です。

農業委員会の受付は同じく12月23日で申請内容も所有権移転です。

申請地は宇多津町****番*、こちらも面積**㎡で、地目は田、台帳・現況ともに田でございます。

譲渡人は先ほどと逆になりまして、****様が譲渡人、譲受人は****様ということになっております。

この土地は境界線がいびつに湾曲しているのをまっすぐにするということで、同じ**㎡同士を出してですね、昔は交換みたいなやり方があったようですが今はもう贈与ということになってますんで、農業委員会の許可をとということで今回の申請に至っております。以上です。

○大坂会長

はい、相互の田んぼを交換するという昔のやり方であればそういったこともしておりました。農地の区画整理というか整備をするということで実施されたんだろうと思います。

これについて意見何かございますか。

○委員一同

ありません。

○大坂会長

別になかったら承認ということでよろしいですか？

○委員一同

はい。

○大坂会長

はい、じゃあ承認ということで。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

野田委員に入室をしていただいて第3号議案入ってきます。

(野田委員入室)

はい、それでは議案第3号に入っていきます。

こちらは農地法第5条第1項の規定による許可申請です。

農業委員会の受付は令和8年1月5日です。

転用目的は店舗用地です。

所在地は宇多津町****番*、****番*、***番*、****番*、
****番*、****番*、****番*、****番*、****番*で合
計*筆、面積は合計で****m²です。

地目は田、台帳は田ですが****番*と****番*に無断転用が見ら
れます。残りは*筆は現況田でございます。

譲渡人は、宇多津町****番地*、****様。

宇多津町****番地*、****様。

宇多津町****番地*、****様。

譲受人は****市*番地*、****様でございます。

水利は、**水利組合の同意をいただいております、香川用水の決済金も完済し
ております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

この件について宮本さんの方から、はい。

○宮本委員

担当地区の宮本です。

これですね稲田委員と担当地区ということで今からちょっと経緯及びその
内容についての質問も含めて発言させていただきます。時系列に申し上げます。

本件の立会の申し入れがありまして12月、稲田委員、補足説明も間に入れてください。

12月の24日に町含め地元水利農業委員或いは関係者立会を行いました。その時に普通立会に行くと、開発予定図いわゆるこういうふうになりますよという図面をもらうんですけども、これは同じ譲受人***が確か8月の***地区に同じ開発申請が出ていた東の方のところの分譲地の時にもお願いしたんですが、家屋調査士が必ず立会をするときは、説明図面を3部出してくださいとお願いをしました。今回もその要求を当然踏まえて、24日の立会をすると思ってたんですが、立会の予定図の図面は一切提示がありませんでした。町の担当者も来ておられたんですが、その方も見ていない、もらってないと思います。

すなわち開発予定図もなく、口頭で隣接の同意をしろと。見てくださいね、確認してくださいね、水路もこういうふうにするんですよというようなやり方でした。

私がちょっとそれはおかしいじゃないかと。前回もちゃんと3部出してくださいということでお願いしたんですが、その時に家屋調査士は自分は図面を持ってましたんで、パッと見せられました。

それで水路に行って立会という形になったんですが、当然、その分に説明の欠落とか間違えとか、いろんなものが言ったとか言わないとかっていう話が出てきまして、再度図面を地元に対して出せということを要求して、12月の27日図面の提出がありました。その提出を受けて当地区の担当も、私も稲田さんも含めてですねこれは大変広い範囲にわたりますんで、昔のことも知っている方にも声をかけてコミュニティーで集まりまして、図面の内容を確認し、それを水利総代が代表で家屋調査士にこういう問題があるからというコメントをして連絡しますと。確か1日の日に家屋調査士が、郵便受けに入れておいてくださいということで入れておき取りに来ました。

その分の修正をしたら一応持ってくるかなと思ってたら、1月5日のこの委員会に申請書が出ました。

で、うちへも当然この議案が出てきたので、福田さんに何もまだ水利の判もないよ、皆さん了承もしてないよ、それで申請書が出てるっていうのはおかしいんじゃないのという電話を入れました。いやいや、それは書類が20日までに

そろえば何とか議案として、ここで提案できるよという形らしく、それはそれなら仕方ないねと。

それで1日に修正したものを、1月15日木曜日だったと思うんですが、その日にそのコメントを折込んだ図面を持ってきたんで、また皆さんに声をかけて、17日の土曜日に集まってそのコメントの修正ができていないか、農家の再チェックを行いました。それを持って連絡し、17日の2時に集まって4時に家屋調査士に再度のコメントを渡してそれを修正しなさいよと言って、次の18日の日曜日に再度修正した図面を持って来て、内容を確認してそれをもって***の水利組合に入金し、水利総代のサインをもって、確か19日昨日、福田事務局長の方へ内容差し替えの提出があったというのが経緯です。

まず、この一連について私が何を言いたいかということと必ず立会のときは、町も含めてこれは町にもお願いしたいんですが、町も一緒に来るはずなんですよ、今回も来てます。その後立ち会いの開発予定図は必ず提出しろとこれは町にも言う権限があると思いますし、私ども一度申し上げます。

みんながうちの地元で集まったときに私もね、個人的に言うとな、宇多津土地改良区理事を3年しました。私的機関なんですけど、宇多津土地改良委員会というのを13年役員やりました。で、ここの農業委員をまず9年近くやっています。すなわち25年間、立会にはいろいろ20~30回ぐらい行ったんですが、その予定図が提出されないで、口頭で、ああだこうだ言って説明を受けてやったのは今回初めてで、ましてや、リーダーさんも含めて地元の水利、一般の方に2回も3回も集まってああだこうだという協議したのもこんなことしたことなく、混乱を生ずるようなやり方は確実にやめていただきたい。

今後のこともありますんでここにある以外にも、ここへこられたら、当然日にちの打ち合わせをしたいと思います。立会の日には必ず予定図を出せと。だって町だって持って帰るのが無くてどういうふうに検討するんですかと思いますよ。町が持って帰って24日の立会で手ぶらで帰ったでしょ。

27日はちゃんとその予定図とか何かもらったんですか？

○福田事務局長

水利、町の立会は道路の境界の立会なんですよね。

○宮本委員

境界の立会ですか、それだったら立会図を見たことあるんですか？ないでし

よ。立会図の、境界の立会図はこれをお願いしますねって言うての立会図のお願いに来た、そうでしょ？

ここへ何が、申請図にはここに何の建物か、開発をするかが申請図。境界は、境界確定するときには臨時の隣接同意いただかないといけない、そうでしょ？

○福田事務局長

うん。だから隣接の方がね、求めるのであれば業者の方へ。

○宮本委員

今回、だから町が知らないよという話じゃないと思いますよ。立会を選定して

○福田事務局長

ほとんどの場合はついてくるんですけど、ちょっと今回は特に遅かったですね。

○宮本委員

そういうもんだからそれも含めて。

○福田事務局長

町のスタンスとしては5日の日に不備があって持ってこられました。

○宮本委員

これを申請するときには不備が合って持ってこられた。

○福田事務局長

持ってこられた書類に不備があるのはわかった上で持ってこられて、20日までには必ずそろえるのでということだったんでそれを信じて一応受付はしました。

○宮本委員

うん、私受付のあれが悪いとかいうんじゃないよ。

○福田事務局長

いや町のスタンスとしてね、20日にそろわなかったらやりませんよという話と、あと電話とかメールとかでそういう問い合わせしてくる人にはちゃんと全部そろっていないとだめですっていう方針で返してます。だけどそれは皆さんもちょっと知っててもらえたらと。だから立会ってもうグダグダなのはこんなの申請間に合うのかって逆に言ってくれたらと思うんで。

○宮本委員

いやだから私の言う義務はないんですよ。言わない方が悪いという話でもないんでしょ？

○福田事務局長

いやいやまあそんなことは言ってないんで。

○宮本委員

それなら削除してください、今の言葉は。だから私が、町が立会にくるんだったらちゃんと町に対しても地元に対してもその予定図、説明書を提示してくださいよと言ってくださいねと言ってのわけです。

とにかく町が隣接、臨時だけやから今言う発言だけじゃなくて、そうしますよお願いしますよと私が発言しています。

○福田事務局長

わかりました、はい。

○大坂会長

要はあれだな、そういった関係書類を持って立会に出てくれと。そこらあたりを町の方も、ある程度の規模や面積が広がったときには、そこらあたり説明ができるような資料を持って、地元立会をしていただきたいということで。

○宮本委員

他の地区もそうでしょ。大体は持って。そうでしょ？

○大坂会長

うん。大体は持ってきます。それがなかったら、現場見てああじゃこうじゃ言たってわからんしね。この前も立会ありましたけどね。それは再度その水の流が悪いからこういうふうに変えて欲しい。そのためにはどういうふうな図面になってそれをどうするんやということで結果を出してもらって、承認はさせていただいたんやけど、要はそういう資料がないのにどうせ言われたってできるはずがないし、それがここと同じように、田んぼは一軒家が持ってる2枚の田んぼだけど、分譲住宅をやるのに排水路がこっちをしなかったら具合悪いぞという話でね。そういった資料は必ず出してもらおうと。

○宮本委員

義務なんですよこれ。それは必然性があると思いますよってこと。

○大坂会長

もう最終的には地元もその図面を見て承諾はしたと。

○宮本委員

だから今言うように24日じゃなくて、ものがなくて図面を見るんじゃないで、12月27日に持ってって、年末のバタバタしてる時に集まってコメントをつけて、年明け1日の日は地元におりませんので、郵便受けに入れといてください言って、郵便受けに入れておいてもらい、その人から郵便が来たかなどうかなんて心配し、俺が15日の日に修正した。人間がすることだし、また意図的にわざと昔のかどうか知らんけどまたコメントが発生した。

ほんで17日に持ってきたのをまたみんな集まって、そのコメントをああじゃこうじゃと。それを2時に集まって、コメントまた話して変わってほんなら4時に行きます。が、4時15分20分頃に来て説明して、これまた18日の日曜日にまたその修正したものを持ってきて、持ってきてまたチェックで、そのチェックがすんで18日の日にその水利の会計も公務員の方なんだけど12時から1時なら空いてますよと言って受け渡しのお金の会計をしようとしたら1時まで来ない。でそれも1時10分までいらいらしながら待って、出かけて夕方6時頃に来て金の受け渡しをして、その領収書をもって水利総代の所に行って判ついてというようなね。

結局ね、新年1発目からね、こういう提出が出て、そんなバタバタする、それが原因なんです。だからそれは必ず出してください、町もそういうことを言ってくださいねという私の要望です。

○福田事務局長

うん。

○宮本委員

それはいいですね。はい。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

で、次に2点目なんですけど今ちょっと事務局の方からこの申請のカウンターの中で***番*、***番*のこの地目、台帳は田、現状は田のところ

○福田事務局長

いや、この議案書がそう現況、議案書は田、議案書、はい。

○宮本委員

議案書です。

○福田事務局長

これは間違えてますね。

○宮本委員

ちょっと待ってください

○福田事務局長

すみません。この議案書は間違えてますね。説明の中では。

○宮本委員

うん、だから私が何を言いたいのか、これは、現況、田というのがあって、実際は今言うように、何転用言いましたかね？

○福田事務局長

無断転用

○宮本委員

になっとるから現況は田じゃないんですね。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

これは町境界立会に来られた方もあれだけの大きなものを見て、みなさん当事者はわかるけど昔は***ね。店舗、大きい看板あるでしょ。あの土地なんですよ。現況*はおかしいわけですよ。

それで今、それに侵入するための道路が****の*番と。

だからなにが言いたいかという進入路も無断転用、建物も無断転用、今ちよっと言いましたが12月29日に地元の人がみんな集まったときに無断転用の経緯を知ってる方がおられて、それはちゃんと支払いができなかったから水利の判がいただけなかったんだよ。お金がなくて工事をやりました。でもちよっとそれをやったのは、日本の上場会社大手建設が名前をあえていいませんがやったんですね。いやそんなことがあるんで、これは無断転用で、詫び状とか何か出てるんですか？事務局よく言うでしょう、間違っって何とか何とか

かという。

○福田事務局長

別に今のところは。

○宮本委員

うん、いるんでしょ、それ

○福田事務局長

入ってた？入ってたっけ。入ってなかったんかな？入ってなかった。

うん。

○宮本委員

いやそれを要求しないといけないのと違いますか？

○福田事務局長

ちょっとそこは、県の方とも打ち合わせの上

○宮本委員

今まででもわび状は出してきてますよ。ちょっと私も個人的な意見。私も、うちのおじいさんがちょっと無断転用でわび状を土地家屋調査士が書いて提出させられましたからこの件はいらぬという話はないと思います。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

会長もちょっと何かあったね昔ちょっと。2、3カ月前ぐらいに無断転用しててそれを転用しなかったら増減をそれを承認しない。ちょっと経緯を知らないけどそんな話もあった。

他の田んぼの売買をね、他のそこのこれ、いるんじゃないですかという質問そしたらそれはまた追加でもらうようにします。これが2点目です。

3点目、申請内容がですね、当然そこの申請時には開発図面が入ってると思うんですけどありますか。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

何が言いたいかと言うと、私やっぱりこれは家屋調査士の方からもらってますんでこの皆さんにはこれは当然わかりませんから議案議事進行のため

に、これを今まで出したことないんで、これ私今までの内容をチェックするためにいただいたいわゆる提出の最新版をいただいています。家屋調査士の方からね。これは疑うんじゃないけどそこの申請図とこれ

○福田事務局長

一緒かどうか、

○宮本委員

後で2回も3回も変わってあんまりわかんない。

○福田事務局長

昨日ね差し替えはしたんですよ、だから後で確認します。はい。

○宮本委員

で、ここの日にちもね、申請日の日にちも昔のままの日にちを出してきてから、日にちも同じ日にちの分が2冊あるんですよ。これが同じやつ古いやつ。そして持ってきたのが昨日19日、私のところに持ってきて、電話かかってきてうちにきて、それでもねこれが19日の最新版でこういうふうにね、同じ地区のこういう開発何個もあるんで。皆さん後でちょっと私もまた説明させてもらうんで残ってください。どうぞ見せてください。

この中にはこういう店舗とかね、どういうふうに駐車するかこういう図面があるんですが、これはあんまり細かいこと言わないけどこの申請図の内容が変更した場合、すなわち今は車屋さんという話なんですけど、この申請内容が変わった場合は、町に変更申請が出るんですか？

○福田事務局長

農転の方は出ない。店舗用地できてるので。

○宮本委員

その店舗用地はどこへ出るんですか。担当は？当然それは出るんでしょ町のどっかにでるんでしょ。開発

○大坂会長

今言ってるのは実際に提出19日、20日に出たものとおんなじようにしてるか。

○宮本委員

してるじゃなくて、これあくまで申請。

○大坂会長

申請、結局、現物実際に立てたものと相違ないように立てておかないと。

○宮本委員

まだ今これは農地で全然その形がないんで、僕が言ってるのはそれはこういうふうな店舗で車屋さんですが、極端に言うとドラッグストアに変わった、そうなった場合も変更はここへ提出されるんですかという質問です。

○福田事務局長

店舗の造成用地ということで土地の利用の計画をされてるんで店舗であれば多分業種は問えないと思います。

○宮本委員

業種はどんないわゆる例えば1種第1種、居住区画居住地域とかいろいろありますが。

○福田事務局長

それが建たないところのはだめですよ。

○宮本委員

適用されるものであればというかですね、なるほど。

○福田事務局長

農転はそうなんですけど、開発許可の方は用途が変わればその都度変更。

○宮本委員

今これ開発許可は？

○福田事務局長

出てない。

○宮本委員

出てないですね。

○福田事務局長

はい。なんで

○宮本委員

これ担当どこなんですか？

○福田事務局長

地域整備課。

○宮本委員

やっぱり同じところ、ただ農業委員会には出てこないよということね。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

隣の席のかどうか知らないけど同じ地域整備課。

○福田事務局長

開発許可は同日でありますんで、日付が同じ内容で、同じ申請されてるのを確認した上で、同日でありますよ。

○宮本委員

申請している確認が同日というのはどういうことなんですか？

○福田事務局長

農転も許可になる日と開発許可が許可になる日は同じなんです。

○宮本委員

例えば今日承認されたら農業委員会の承認は今日？

○福田事務局長

いや今日じゃないですね今から県行って。

○宮本委員

県に行ってからの開発？

○福田事務局長

そうです。

○宮本委員

それから許可がありましたよ。で、次から変更になったらどうなんですか？
その内容が変更する場合は。

○福田事務局長

変更申請が出てきます。

○宮本委員

どこへ出てくるんですか。

○福田事務局長

うちに出てきます地域整備課、開発許可。

○宮本委員

そこへは例えば出たら、確認をしに行ってもいいんですか？聞いてもいいんですか？

○福田事務局長

それはもちろん。

○宮本委員

はい。いいんですね？

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

或いは、町がその地元に対してこういう変更がありますよという連絡はないんですか？

○福田事務局長

似通ったような用途で変更であればないと思います。

大幅に変わるような例えば今言う車屋さんがドラッグストアになると。それは、変更には届け出はいらないよということ。車屋さんなんでね。

○宮本委員

現在何で受けてるんですか？それならまずベースは農転のところでしょ？この図面あるんじゃないですか、こういう、これどういうふうに、きちんと動いている？

○福田事務局長

表記は店舗です。表記は店舗で飲食関係とか小売とか自動車関係からあそこの土地で店がしたいという問い合わせがあって、この事業をしたいということで申請。

○宮本委員

だから業種は何も今決まってないよ。

○福田事務局長

店舗用地として販売したい。で、店舗の大きさは370坪ぐらいを想定して車を120台分とりますという計画です。

○宮本委員

うちへ説明できたときは高松の車屋さんですよ。

○福田事務局長

うちはそこまで聞いてはおりません。

○宮本委員

はい、だから何種類かの中の変更であれば問題ないよ。

○福田事務局長

問題ない。けど、車屋さんから例えばドラッグストアであれば、グリストラップの有無とか結構

○宮本委員

それはどういう？

○福田事務局長

油を取る施設の有無が出てくるんで、水利さんには言ってくださいとか許可取ってくださいと言う指導はするかもしれない。

○宮本委員

あのねこれはね、一番最初のときからその図面を出さないわ、コロコロ変わるから不信感を持ってます、はっきり言って。そしてこの水路であっても床板かけるのでも例えば今は最大マックスをかけてます。いやコストダウンで減らします、減らすんのはかまわない、掃除がしやすくなるから。

でもそういうことに対しての変更って一体地元はどういうふうにするんですかということなんですよ。

○福田事務局長

そこらあたりもね、道路の工事許可でうちが許可する。

○宮本委員

道路の許可、工事許可というのは、多分これは、今開発の日にちのところに隣接同意書があるでしょ。私が判付いたやつがそこに工事の期間が書かれています。造成の工事期間がいつなってますか？

(事務局探す)

そこ挟んだ19日の3時半にうちに来まして、私が押印して渡しました。

ちょっと時間かかるんでちょっと私の記憶で話しますが、確か3月の今年の3月10日から年末の12月31日までが造成期間というふうに書いてました。それをベースにすなわち事務局長が言われるように水路の工事をやるには、当然それは造成期間の中に入るかなと思ってます。それに変更があれば

記憶が正しければ3月の10日から12月31日までと記憶しています。私の印象では。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

それは、今局長が言われるように水路の工事とか、いろんなものやってその他にやるかなと思ってます。だから、変更があれば地元の水利にも変更が出るだろうからその変更は今店舗の変更も含めてね、これは連絡いただけるんですかねというご質問です。できるんですかねという。

○福田事務局長

連絡できますというか、いつもご相談させてもらっていると思います。特に水路の床板に関しては

○宮本委員

家屋調査士は水路のときはその水路の工事図を出します。そして地元を持ってきます。それは3月10日から始まるんで最後は10日以前に出してくると思うんです。だからその時には、このこれが何かというのはわかってるんですねってことです。店舗の種類としては、あくまでもまだまだ発展範囲の広いものなんですかねということ。それは私にはわからないからこれが各店舗が業種が確定しなかったらまたこれ変わった、皆に説明がいる必要がある場合は困るねってということ。

○福田事務局長

そうですね。

○宮本委員

間違ってます？

○福田事務局長

いえ

○宮本委員

でしょ？だったら水路の工事図ができる時には確定してるんですか？そうだったらちゃんと今度は開発許可、その業種が株式会社何とかさんというのが出るわけでしょ。

○福田事務局長

一般的にはそうですね。例えば、***さんの店舗とかいうところで申請者になりますんでね。

○宮本委員

その工事の申請者が。

○福田事務局長

そう

○宮本委員

僕はそう思うんだけど、例えば****が工事を全部やってしまっ

○福田事務局長

今回は****は、造成して多分売るんだと思う、販売。

○宮本委員

その時に宅建業者がうちに来たんですが****が建物を建てて全体、例えば土地も建物も、例えばドラッグストアさんで貸すという方法もあるよ。

○福田事務局長

うん、いろんなパターンがあると思う。

○宮本委員

あるでしょ。そういうパターンもありますね。だから何が言いたいかというところはちゃんと何が来るか確定していただきたい。

いただいたら確定したら連絡して欲しいということで、事務局はそれを受けていただけますか

○福田事務局長

わかりました、はい。

また今後、開発許可うちの課で受けますんで情報提供はさせていただきます。

○宮本委員

一応それは質問で、実はこれ私の方の発言は地元の方から聞いてくれるよと。また、委員としての疑問点、水利からの疑問点いろんなことを加味してある程度減らして質問したつもりなんですけどもこれは私の公人としての話です。

次は私人、私個人、これにはついてるんですけど、これ今議案書の中あるで

しよ、ちょっと見ていただきたいんですけど今この申請書です。

で、ここに****があるんですが、その西側、国道沿いのところの三角の空白地帯、これ実は私の土地なんです。その土地をここの今造成、大工さんが売ってくれ、貸してくれという話がありました。私、形的にいうと結果はこのような形になったんですが、今交渉は継続中です。

で、皆さんにここで審議していただいていることで、誤解を受けたいかんですが、これを承認したら駄目だよという発言をしてるんじゃないです。これは少なくともうちもこれが承認されていったらうちも当然売買とか賃貸とかにも関わってきましたから、これを拒否するような立場で私は話をしてませんということだけ申し上げて、できればうちもこれを貸せる。この承認されれば貸せるということなんでその誤解がないようにしていただきたいということ最後に申し上げて。だからこれができないとうちも貸せないのですから。だからあくまでもこれが、いろんな問題あるけど、証明したらだめですよと言っている中で誤解を受けたいかからあえてこういうことでそれは理解した上で、皆さん審議してということでご理解いただきましたかね？うちもこれをうちの土地も売るかわからんし貸すかもわかりません。そのためにはこれができなければ売り買いできませんということで、拒否はしてませんよ。わかりますかね事務局、後でちゃんと議事録のせて下さい、ちゃんと何が言いたのか。

○大坂会長

いろいろこの行政にしてでも、仕事の内容にしてでもどういった店舗が建つのか、そこらあたりが不確定、一応幅広い意味では出てはきてるけどこういう案件は初めてですわ。こうするからこの図面持って、こういう塩梅になりますよとか水路はこっちへ流しますよとかある程度はっきりした内容の資料を提出されてそれを現場で確認して、これだったらいいのと違うかというような話だけど。

○宮本委員

会長、最終的にはちゃんと図面は地元見ってます。で、3回修正しててOKだから水利が判ついています。だからそれはもう時間はかかったけど共有はしますよ。ただ言うとその経緯が本当に大変な目したし、疑問点が多かった。

○大坂会長

そういった案件は今まで受けたことない。書類が違う、前回の分は、水路の水の高低差でなこっちへあっちへ流されたらこの田んぼや住宅地が困るから、こちらへできるだけ流すようにしないとそれで、2回うかな2回の立会をしてこの間済んだとこですわ。今の話してたら広い面積の中で、****なんかはもう始めからここへこういうふうな恰好で物を建てて、こういう仕事をやりたいということでピタッともう一回で実際に図面から何からすべて我々の必要とするものは持ってきて、地元と立会も全部いっぺんで済んだけどこういった案件は今までに私も経験したことがない中で皆さん方のご意見をお聞きしたいと思うんですが、いかがですか？

○宮本委員

くどいようだけど地元は承認してますから。

○大坂会長

地元はね、はい。そういった意見ですのでどんなですか？

○谷川委員

初めてやな、こんなのは。これね、途中の経緯けどもういっぺん悪いけど地元とね、町、事務局これも一回協議してきちっとしたものをやっぱり出してもらわないと農業委員会の我々がわからないけどよっしゃと言って許可をだすとこれまた委員長いい加減なもんだと思われる。

○大坂会長

所有してる農家からしてみたらこういう時代なんでね。

○谷川委員

うん。

○大坂会長

これは持っていてもしょうがないかというふうな意見があるんやろうと思いますわ。

○宮本委員

貴重なご意見ありがとうございます。くどいようだけど私が何を言いたいかと言うたら

○谷川委員

いや、ちょっとこれ出てきてるのが1月の15日に申請してるけど、今話聞

いていたら最終的にこの19日まで出てきてても話がついとるわけじゃないじゃないか、我々聞き寄ったら。

○大坂会長

違う。もう地元は了解してると言ってる。

○宮本委員

あのね、地元は了承してるんです。水利も判ついた、それはいいです。ただ、こんなにガタガタしてるから今後またガタガタするんじゃないの。変な言い方だけど何かが変わった場合はちゃんとしてくださいね。そういう条件で承認はされてもいいと思いますよというのを僕は申し上げたんで、たまたまうちの土地が隣にあるから、お前が邪魔してるんじゃないか平たく言えばよ邪魔してるんじゃないかと取られても困るということなんです。私はちゃんとうちとは隣接同意の同意も出してますし、もっと入ってもっと細かく言ううちの土地は水利権、水が田渡しの水利なんです。その度に町の農道のこれがないから皆さんちょっと理解ができないんですが、町の農道の横に水路をここの開発者がつけてね、田んぼの中につけてうちの田んぼへ長さに入れられるように言ってちゃんと承認は取ってます。だからくどいようだけど私は反対をしてません。ただ今までの経緯こんなことになった。またあと今後ちゃんとやってねということで、私はもう地元が証明したからこれは承認結果でかまわないって思ってます。

○大坂会長

行政に対してそこら辺りのこと、やっぱり地元の人に意見共有すると言うのかな。変更というのはあったら報告はしてくれよとそういった意味で構わんのかな。行政が知った情報を地元の方にいち早くこんなこと言ってるということやる？

○宮本委員

うん、だから水利総代なり、水利総代は当然承認の印はついておりますし、農業委員2人もおりますから変更があれば必ず、例えば家屋調査士が連絡する或いは事務局の方から連絡するという体制をちゃんとしてくれたやってくださいねというのが1つ要望だと。

○大坂会長

行政側からも所有者なり地権者なりの噂話しでもいいからそういった問題

点が起こりうるようなことがあれば、双方が連絡し合って協議するというふうな格好で前に進めていきたいということで構わんのかな？

○宮本委員

だから承認をしていただく、そういった1つの条件。

○大坂会長

いろんな噂話しでもいい。何かのそういう変更点なりそういったものがでてきたら、双方が共有できるように行政側もね仲介していただきたいなど。

話をしていくとこれに対して農業委員会の方でこの案件につきましては、宮本さんの方からも地元の方も承認はしてるということで。1つの問題点はこれからどういうふうに変わりうるような話があったとき、その問題点をお互いが共有できるような状態にしたいということの話で構わんのかな？

○宮本委員

結構です。

○大坂会長

そういった意味を踏まえてこの案件について承認しますか？どうですか？

○谷川委員

うん、そりゃもう地元の委員さんが2人もいて承認するなら、我々は反対はできないしね。

○宮本委員

くどいようやけど、こんな面倒くさい話をさせてもらう、こういうケースは初めてでね。多分、今各委員さんの中に地元でもこれからね、あのね、これは噂話で申しわけないけど宇多津町は狙われてます。皆さんよくご存じで、ドラッグストアがたくさん来るような話もあるしね、***と***が決裂したように***がねらったり、これはよくした話だし、あと***が***をM&Aで、***って4店舗ぐらいスーパーがあるんですけどあれは、***が買い取ったよ、もう今から争奪戦になると思われる。そうなると多分これからいろんな水利の話とか今言った農地の転用、その境界の話とかいろんな問題が出てきて、多分ここの委員さんもこれからご苦労はあると思いますけど、今回こんな苦労したの初めてなのでこれを1つ例としてですね、聞いておいていただきかったのでちょっといろいろ申しあげたということを理解していただければありがたいと思います。はい。

○西山委員

そしたらちょっとお聞きするんですけど用途が決まらないままに、ドラッグストアの関係が、例えば出されるという話もあるんだけど、今、宮本さん言われたようにいろいろドラッグストア業界自体も何かこんな感じなんであれ
なんです、これは農転と開発許可が要りますよね。開発許可がいるのは具体的なものまるっきり今までない状態で。

○福田事務局長

いや、開発許可はなにを建てるいうのまで入ってます。

○西山委員

それは入って出てこなかったら、開発許可の受付にならんでしょ。

○福田事務局長

うん

○西山委員

そしたら今、実際はもうそういう形で具体的なものが出てるとい
うことですか。

○福田事務局長

いや、開発申請はまだ出てきてないので。

○西山委員

でも農転とある程度一定歩調を合わせた中で、開発許可みたいな行われ
る。

○福田事務局長

もちろん合やすので、同日許可なんですよ。

○西山委員

いやそれで私が最初見たときに住宅会社みたいな感じで、仲介が入るん
だろうそれは知りませんがねその中でこれ分譲住宅が行われるんか
なと思っていたら店舗だと言ってそれで話の内容聞いていたらおそらくドラ
ッグストアかなんか。

○宮本委員

ところがこれがないから、これを見たら、地元の稲田さんもこれ見たら、僕
らは車屋と聞いてますけど、これは車屋の店舗の絵じゃないねと

○西山委員

そういうところからいろんな話を。

○宮本委員

だから、これを出さないことには今言った立ち上げるときにこれが出てこんのよ、見せんのよ。

○西山委員

何べんも

○宮本委員

だからそれ、24日の意味について、ごめんなさい。24日の日に立会したよ、これがないよ、口頭である名前はね、この境界でここ水路ねこれこれね、そんな立ち会いするわけよ。

それで私がこんなのだめだよと、ちゃんとこういう説明のを出してくれと言ったらパンフレットもぱっと見せて「宮本さんこれです。」これで終わりなのよ。ぱっとしか見せてくれん。地元はねそれで立会終わりましたようにやられたらもう全然困るやろ。だから、資料を出してと言ってその立会最後の日出してと言って、24日の立会で27日にこれをもって。

○西山委員

そうですね、私もそんな関係でちょっと関与してるんで、普通やったら農転をするそんな地域への影響をどういふふうに与えるかいうことで、その用途とか、そういったものは大きな要素だと思うんです。

何が建つやらわからんのにしてくださいと言うのではそんな方向で決めていいんでしょうかという気はします。

○谷川委員

だから、今の我々はこれは承認したら委員会なんしてるの？と言われてもしょうがない。委員長ちょっとそれはできんやろ。それで決済金やそういうのは全部？もう？

○宮本委員

くどいんやけどこれが一緒かというこれがね、19日にいただいたこれで一応図面として承認されたんだから。もうこれ以上のことを極論すると、拒否するとひと月承認が遅れたよ、営業が1つもめたよ、損害賠償どうすんだとなったら困るんよ、うちは。

○西山委員

というか店舗があつて、駐車場があるいう

○宮本委員

携帯の管理人とか普通の人はこう見える。

これは多分、スーパーかドラッグストアか僕らは素人だけど見える。

譲受人は、高松の車屋さんと言うからそれ以上僕らはいいようがない。聞きようがない。わかりますよ。

だから事務局にねどどういう申請だったんですかと言ったら、何とかの販売なんだよと忘れたわけでこういうことですよということその業種は絞れる。それは多分僕が知ってる限りでは、宇多津町の都市開発計画の中の第1種専業居住区画とか何とかだと思ふんですけど、その中の2種の1種類にはなってるかなと勝手に推測はできます。

○西山委員

ややこしいですね。

○宮本委員

だから、今会長が言われたように、これから変更するんであれば、地元と密に連絡し、或いは承認でもらえなきゃだめな事だけは事務局を介してもいいし、みんなでちゃんと話し合いをしてくださいねというのが条件、いわゆる条件的なものをつけようという、そういうことでしょ。こういうことです。そういったことでどういう判断しますか。

○大坂会長

ある程度の処理はそうやって遊びをもつても出してきている。こうしたという話は出てきてるんだけど地元の方が、一応それで了解した中で皆さん方がどういうふうに判断するか、決済金とかそういうのはもう全部入れてきているという話の中で、地元も一応了解しているというふうなことで決裁いかがいたしますか？

○谷川委員

もうおそらく委員長も地元の委員さんも、それで承諾してるなら我々もその通りにします。それでとにかく問題のないように、地元の委員さんも責任持ってやってもらわないと。

それだったらもう十分、今西山さんが言う通りちょっとおかしいなという

ところもあったけどな。

○西山委員

私が言ってるのは計画があって初めて転用やなんやらする。これがはっきりわからないまま幽霊を幽霊で幽霊を使うような話なんで。まあこれだからね、委員会としてするんが妥当かどうかいう。

○大坂会長

それは言ったら料理屋というか飯屋さんができてたけど、3年後にはもうだめだからこれをもう別の種類に変えていくというのはそれを購入した人の権利であり、それはそうなんだけど、最初から言ってたのに、立ててみたらお城が建ってるという話になるのは困る。

○宮本委員

ただ、隣接同意も宅地造成のみの隣接同意ですから、その下に建物の種類とかの隣接同意はいただいてません。多分そんなのだと思います。

極端に言うと、そこへ10階建てのビルが来てこれ作物ができないわというように最初からの計画なら建物の同意も含めてでもその建物の同意がない。いわゆる造成、建つための同意書やという私も理解してますから。

○大坂会長

委員会としてはいかがいたしますか？承認いうことで？

○宮本委員

だから申し訳ないけど、地元もこれで一応見えます。

あとは、くどいようだけど、変更あるんならちゃんと事務局を通してでも地元ちゃんと連絡して、その時にまた話し合いをしてという進め方をすることを条件でもいいかなとは思いますが。

○大坂会長

現場はさっき言ったようにね。双方、地元と行政がいろんな話が流れてきたその情報交換だけは進めていくと。そういったことでどうですか？承認、地元は了解し、決済金も払っとる。

○谷川委員

全部了解してくれてるのかな。

○大坂会長

はい、これはそういったことで、条件つきで。いろんな本当の噂ばなしでも、

双方が連絡取り合って協議をするということで承認ということによろしいですか。

○委員一同

はい

○大坂会長

はい、そしたら承認ということで。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。それでは議案の方は以上になります。

あと何かあれば？

○大坂会長

別段何もないんですけども、これから本当に厳寒期寒くなります。

そういった中で少しでも、遊休農地を減らしていくというふうな観点をもって農業をできるだけ継続できるような条件付きのもので、これからも進めていかなきゃなと思います。

今日は長時間にわたってありがとうございました。

(午前 10 時 02 分開会)